

総合評価落札方式（企業チャレンジ型）の手引

（第4版）

令和7年10月

兵庫県土木部契約管理課

目 次

1	手引の趣旨	1
2	企業チャレンジ型とは	1
2-1	入札入札参加資格要件となる技術・社会貢献評価数値の緩和	1
3	事務手続について	1
4	企業チャレンジ型の運用について	3
4-1	対象工事（実施要領 第2条）	3
4-2	落札者決定基準（実施要領 第3条）	5
4-3	評価基準（実施要領 第4条）	5
4-4	評価の方法（実施要領 第5条）	5
4-5	落札者決定の方法（実施要領 第6条）	6
4-6	学識経験者の意見聴取（実施要領 第7条）	7
4-7	技術審査会の設置（実施要領 第8条）	8
4-8	入札参加者への周知（実施要領 第9条）	8
4-9	技術資料の提出（実施要領 第10条）	9
4-10	技術資料等の審査（実施要領 第11条）	10
4-11	落札者の決定通知及び公表（実施要領 第12条）	13
4-12	技術資料の記載内容の担保（実施要領 第13条）	14
4-13	技術資料等に関する機密の保持（実施要領 第14条）	15
4-14	その他（実施要領 第15条）	15
4-15	専任補助者の配置（実施要領 別表2「評価基準（企業チャレンジ型）」注2）	16
5	技術資料に関する注意点	17
5-1	企業の施工能力	17
5-1-1	工事成績	18
5-2	配置予定技術者の技術力	21
5-2-1	工事成績	22
5-2-2	継続学習（CPD）の取組状況	23
5-3	地域建設業者の育成	25
5-3-1	地域精通度（本店所在地）	26
5-3-2	県内企業の下請負人活用状況	27
5-3-3	新技術・新工法の活用	27
5-3-4	技術者の育成	28
5-3-5	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	30
5-4	減点	32
5-4-1	減点項目	32
6	提案内容の履行について	34
6-1	履行状況の確認について	34
6-2	履行状況の確認方法	36
6-3	履行が困難になった場合の対応について	37
6-3-1	工事成績評定点の減点によるペナルティについて	37
6-3-2	評価項目「減点項目」によるペナルティについて（平成30年7月から適用）	39
6-3-3	指名停止によるペナルティについて	39

履歴

令和4年10月	初版	制定
令和6年4月	第2版	改定
令和7年4月	第3版	改訂
令和7年10月	第4版	改定

1 手引の趣旨

「総合評価落札方式（企業チャレンジ型）の手引」（以下「本手引」という。）は、「総合評価落札方式（企業チャレンジ型）実施要領」（以下「実施要領」という。）の記載事項に沿って、総合評価落札方式を実施する場合の運用方法について、一般的な考え方をとりまとめたものです。※

また、各県民局・県民センターが発注する土木工事において、総合評価落札方式の事務手続を明確化し、円滑な運用を図るとともに、より一層の「透明性の確保」を推進することを目的としています。

2 企業チャレンジ型とは

企業チャレンジ型は、技術的工夫の余地が小さくかつ難易度の低い工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を評価する場合に適用します。

評価方法は、施工計画による技術資料の作成は必要とせず、「企業の施工能力」（工事成績等）、「技術者の技術力」（工事成績、継続学習制度）、「地域建設業者の育成」（地域を支える建設企業の育成・支援等）、「減点」（技術資料の記載内容に対する不履行の実績）による客観的な指標によって評価される施工能力・技術力と価格との総合的な評価を行います。

また、入札参加資格要件となる技術・社会貢献評価数値の緩和を行うとともに、総合評価落札方式（施工能力評価型）に比べ、受注実績にかかる配点を緩和することにより、新規中小企業者や新規分野に挑戦する地域建設業者の実績等による施工の能力を評価する方式でもあります。

2-1 入札参加資格要件となる技術・社会貢献評価数値の緩和

企業チャレンジ型を適用する工事における入札参加資格要件のうち、技術・社会貢献評価数値について、以下のとおり緩和されます。

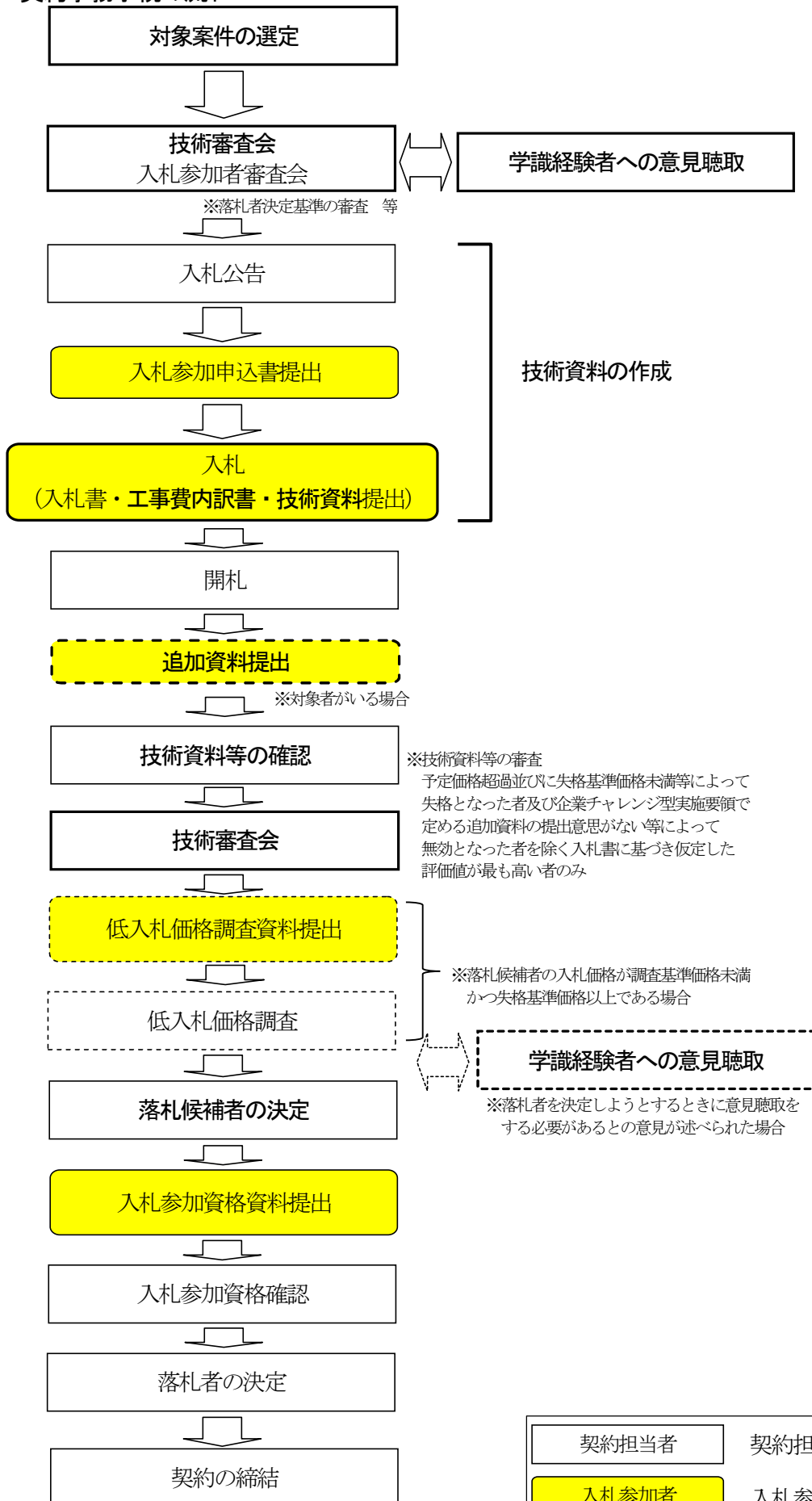
工 種	契約予定金額	入札参加資格要件とする 技術・社会貢献評価数値	備 考 (緩和前の合計点数)
一般土木	95,000 千円以上	60 点以上	110 点以上
	30,000 千円以上	30 点以上	60 点以上

3 事務手続について

企業チャレンジ型を適用する工事における事務手続は、次のとおりです。詳細については、工事ごとに示す入札公告等によって確認してください。

（次頁に続く）

入札・契約事務手続の流れ



契約担当者	契約担当者による手続
入札参加者	入札参加者による手続
太字：総合評価落札方式の適用に伴う手続	

4 企業チャレンジ型の運用について

総合評価落札方式（企業チャレンジ型）実施要領における制度運用上の考え方については、次に示すとおりです。

4-1 対象工事（実施要領 第2条）

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）によって入札を行う工事は、契約予定金額3千万円以上3億5千万円未満の土木工事のうち、原則として別表1「対象工事」に定める工事で、難易度が低い工事又は、契約担当者が特に総合評価落札方式（企業チャレンジ型）によって入札することが適当と認める工事を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の工事は、総合評価落札方式の対象から除外する。

（1）急施を要する工事

災害等によって緊急を要するもの

（2）工事目的物の仕様が明確に規定され、施工上の工夫の余地が極めて少ない工事

工場製作を主体とするもの、施工方法及び施工管理による品質への影響が極めて少ないもの

（3）総合評価落札方式を適用する必要が認められない工事

民間施設の補償工事及び価格と品質を総合的に評価する必要がないもの

① 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）を適用する工事は、下記のとおりです。

契約予定金額	適用工事	備考
3千万円以上 3億5千万円未満	全ての一般土木工事等のうち、難易度の低い工事 又は、契約担当者が特に総合評価落札方式（企業チャレンジ型）により入札することが適用と認める工事	表-1 対象工事 （実施要領 別表1）

- ・ 難易度の低い工事とは、施工箇所（隣接地）に障害（※1）となるものが少ないもの。
又は、障害は想定されるが施工管理が容易（※2）であると判断できるもの。

（※1） 交通規制が必要な箇所、住民等との調整が必要な箇所等

（※2） 無筋コンクリート構造物（現場打擁壁、砂防堰堤）、ブロック積、
排水構造物設置、ブロック製作、その他「工事の目的物」が少ないもの

② 災害復旧に伴う応急工事、その他の緊急工事を行う必要がある場合等において、総合評価落札方式を適用する時間がない場合は、急施を要する工事として総合評価落札方式の適用除外とします。

ただし、災害査定後の災害復旧工事等において、特に急施を要することがなく、通常どおりの入札手続を行う工事については総合評価落札方式を適用します。

③ 工事目的物の仕様が設計図書等によって明確に規定され、現場条件等による施工上の影響がほとんどないことが認められる場合等、工事の仕様があらかじめ詳細に特定されている場合は、施工上の工夫の余地が極めて小さい工事として総合評価落札方式の適用除外とします。

④ 民間施設の補償工事等、特に価格と品質を総合的に評価する必要がないものについては、最小限の費用によって、指定された仕様に基づく品質を満たせばよいと、価格競争を原則とし、総合評価落札方式の適用除外とします。

表－1 対象工事（実施要領 別表1）

建設工事の種別 (以下「工種」という。)	種別の分類（工事例）
一般土木工事	道路工事、河川工事、ダム工事（ため池、土堰堤工事を含む）、砂防工事、地すべり防止工事、治山工事、上水道工事、下水道工事、橋梁工事（鋼及びPC上部工を除く）、橋梁補修・補強工事、トンネル工事、シールド又は推進工事、土地造成工事、運動場整備工事、ほ場整備工事、ガードレール工事、共同溝工事
港湾土木工事	港湾工事、海岸工事、漁港工事、魚礁設置工事
アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事
PC橋梁（上部）工事	プレテンションPC橋工事、ポストテンションPC橋工事、プレビーム橋工事
鋼橋梁（上部）工事	一般鋼橋工事、歩道橋工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事

4-2 落札者決定基準（実施要領 第3条）

（落札者決定基準）

第3条 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）による入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次条から第6条に定めるところによる。

- ① 総合評価落札方式を実施する場合は、あらかじめ落札者決定基準を設定します。（地方自治法施行令第167条の10の2第3項）
- ② 落札者決定基準とは、「評価基準」、「評価の方法」、「落札者決定の方法」及び当該工事において必要となるその他の基準によって構成されます。
- ③ 落札者決定基準は、工事の特性に応じて異なるため、その内容は入札公告等によって示します。

4-3 評価基準（実施要領 第4条）

（評価基準）

第4条 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）は、制限付き一般競争入札の入札方式によって実施することとし、**別表2**「評価基準（企業チャレンジ型）」に定める評価基準を適用する。

- ① 入札方式は、制限付き一般競争入札を適用します。
なお、総合評価落札方式における各入札方式の事務手続については、原則として価格競争方式と同様の運用を行うこととします。

4-4 評価の方法（実施要領 第5条）

（評価の方法）

第5条 評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格（単位：億円）} \\ &= (\text{標準点（90点）} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格（単位：億円）} \end{aligned}$$

- 2 施工体制評価点は、土木部土木請負工事の施工体制確認型総合評価落札方式実施要領（以下「施工体制確認型実施要領」という。）で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。
- 3 加算点は、第4条で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

- ① 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）における評価値の算定は、「除算方式」を採用します。
- ② 施工体制評価点、加算点の算出については小数点第3位までとし、小数点以下第4位を四捨五入して得た数値とします。

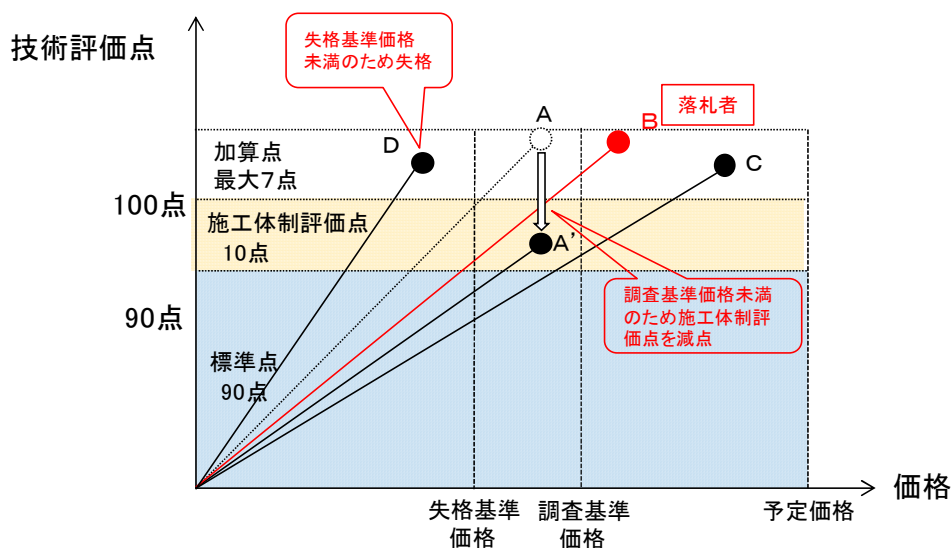
4-5 落札者決定の方法（実施要領 第6条）

（落札者決定の方法）

第6条 契約担当者は、入札参加資格を満たす者のうち次の全ての要件に該当する者について、第4条、第5条及び第11条の規定に基づき確定した評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 第4条に規定する評価基準を適用して各入札参加者の得点を決定するために提出を求める資料（以下「技術資料」という。）の審査において、「契約に適合した履行ができない」に該当しないこと。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (3) 評価値が基準評価値（標準点を予定価格（億円単位）で除して得た数値）を下回らないこと。
- (4) 低入札価格調査対象工事の入札において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格が失格基準価格以上であり、当該入札価格で工事の適正な履行を確保することができると認められること。

① 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）では、低入札価格調査制度を適用しています。



図ー1 落札者決定のイメージ（除算方式）

4-6 学識経験者の意見聴取（実施要領 第7条）

（学識経験者の意見聴取）

第7条 契約担当者は、落札者決定基準を適用するに当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

2 契約担当者は、学識経験者の意見を踏まえ、必要があると認める場合は、落札者決定基準を修正するものとする。

3 契約担当者は、第1項の規定に基づく意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、第6条の規定に基づく当該落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴くものとする。

- ① 地方自治体が総合評価落札方式を実施する場合は、2人以上の学識経験者への意見聴取が義務付けられています。（地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項）
- ② 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）における学識経験者の意見聴取については、土木部契約管理課が1か月に1回程度の頻度で対象工事を取りまとめ、一括して意見聴取を行います。
- ③ 学識経験者の意見聴取において意見が付された場合は、学識経験者の意見を踏まえて落札者決定基準の修正を技術審査会で審議します。審議内容と結果については、土木部契約管理課から、改めて学識経験者に報告するものとします。
- ④ 学識経験者への意見聴取後に、事業の進捗状況や工事内容の変更（軽微な変更を除く）、技術審査会の審議等によって、総合評価落札方式の実施内容を変更する場合は、再度学識経験者の意見聴取を行います。軽微な変更とは、落札者決定基準の決定要素のうち、工事内容に係る構造又は工法に変更がない場合、施工規模に変更があった場合で主たる工事内容に変更がない場合等とします。

4-7 技術審査会の設置（実施要領 第8条）

（技術審査会の設置）

第8条 契約担当者は、次の業務を行うため、別に定めるところによって技術審査会を設置する。

- (1) 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）によることの適否
- (2) 落札者決定基準の決定
- (3) 技術資料に関する評価の審査
- (4) 技術資料の記載内容が履行できない場合のペナルティの決定

- ① 技術審査会は、各土木事務所等に設置します。
- ② 技術審査会は、入札の公正性を確保するため、過半数以上の委員の出席のもとで開催し、審議に当たっては複数の委員による合議によって行います。
- ③ 技術資料の審査を行う場合は、技術資料の企業名等、提出者を判別することができる情報に対して原則マスキングを行い、審査時に恣意性が生じないよう公正に審議します。
- ④ 契約後の履行確認において施工計画に不履行が認められる等、技術資料の記載内容が満足できない場合、ペナルティ適用の可否及びその内容について、技術審査会において審議します。（「4-12 技術資料の記載内容の担保」参照）

審議事項	審議内容
ペナルティ適用の可否	不履行の原因が受注者の責によるものかつやむを得ないものであるか否かについて
ペナルティの内容	工事成績評定点の減点 不履行となる評価項目数及びその内容

4-8 入札参加者への周知（実施要領 第9条）

（入札参加者への周知）

第9条 契約担当者は、入札参加者に対し入札公告又は入札説明書（以下「入札公告等」という。）によって次の各号を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）を採用していること。
- (2) 技術資料を提出すること。
- (3) 第4条に規定する評価基準に基づく評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 技術資料の記載内容の担保
- (6) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (7) 評価項目の得点に係る照会ができること。

- ① 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）における入札に係る諸手続については、各工事の入札に際して行う入札公告によって示します。

4-9 技術資料の提出（実施要領 第10条）

（技術資料の提出）

第10条 入札参加者は、第1回目の入札に際し、入札公告等に定める全ての技術資料を提出しなければならない。

- 2 全ての技術資料の未提出者又は白紙提出者の行った入札は無効とする。
- 3 入札参加者から提出された技術資料の再提出又は修正は、原則として認めない。
- 4 再度の入札を行う場合は、第1回目の入札に際し提出された技術資料に基づき入札を行う。
また、不落随契に際して見積書を提出する場合も同様とする。

- ① 入札参加者は、入札時に全ての技術資料（根拠資料を含む。）を提出する必要があります。
- ② 白紙とは各様式への記載事項が全て未記入のものを含みます。
- ③ 次に該当する者の行った入札については、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とします。
 - ア 他の入札参加者と技術資料の内容について事前協議を行い作成したと認められる技術資料を提出した者。
 - イ 他者が作成したと明らかに認められる技術資料を提出した者。
- ④ 電子入札システムを使用する案件について、技術資料の容量が10MBを超えることが想定される場合は、入札説明書等に記載のとおり、根拠資料を持参等によって提出することができます。
- ⑤ 再度の入札を行う場合や不落随契に際して見積書を提出する場合は、第1回目の入札に際し提出された技術資料に基づき入札を行うこととし、技術資料の再提出は求めません。

4-10 技術資料等の審査（実施要領 第11条）

（技術資料等の審査）

第11条 契約担当者は、次の各号に掲げるところによって技術資料等の審査を行うものとする。

- (1) 第4条及び第5条の規定に基づく評価値を決定するに当たっては、予定価格超過者並びに失格基準価格未満等によって失格となった者及び施工体制確認型実施要領で定める追加資料（以下「追加資料」という。）の提出意思がない等によって無効となった者を除く入札参加者について、次に定めるところによって仮定した技術評価点（標準点と施工体制評価点と加算点の合計値）に基づき、評価値を算定する。
 - ア 施工体制評価点は、入札参加者が入札書に記載された入札価格及びその内訳に基づき、施工体制確認型実施要領により算定する。ただし、入札参加者が入札書に記載された入札価格が調査基準価格未満の場合は、満点に3分の1を乗じて得た得点と仮定する。
 - イ 加算点は、入札参加者が入札書に記載された評価区分毎の評価点（以下、「入札書自己申告評価点」という。）が全て正しい数値であると仮定する。
- (2) (1)の規定に基づく評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじにより(3)から(9)までの規定に基づく審査の対象となる1者を選定し、選定された者を評価値の最も高い者とする。
- (3) (1)から(2)までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、加算点について、次に定めるところによって、自己評価申告書の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。
 - ア 自己評価申告書の評価点欄に数値の記載がない場合は、当該評価項目の最低点とする。
 - イ 自己評価申告書の評価内容欄に記載された事項と評価点欄に記載された数値が一致しない場合は、当該評価項目の最低点とする。
 - ウ 自己評価申告書の評価点欄に記載された数値と入札書自己申告評価点が一致しない場合、当該の入札書に記載された評価区分は、最低点とする。
- (4) (3)の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者が決定するまで、(2)から(3)までの規定に基づく確認を行う。
- (5) (1)から(4)までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、加算点について、次に定めるところによって、全ての技術資料の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。
 - ア 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より高い評価となる場合は、当該評価項目は自己評価申告書の評価点欄の点数によって評価する。
 - イ 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より低い評価となる場合は、当該評価項目の最低点とする。
- (6) (5)の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定するまで、(2)から(5)までの規定に基づく確認を行う。
- (7) (2)から(6)までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、(1)アのただし書きにて仮定した施工体制評価点について、施工体制確認型総合評価落札方式実施要領により、施工体制評価点を算定する。
- (8) (7)の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定するまで、(2)から(7)までの規定に基づく確認を行う。
- (9) (1)から(8)までの規定に基づく確認にて評価値の最も高い者を選定した場合は、技術審査会の審査によって技術評価点及び評価値を確定（審査をしていない者を除く）し、評価値の最も高い者を決定する。

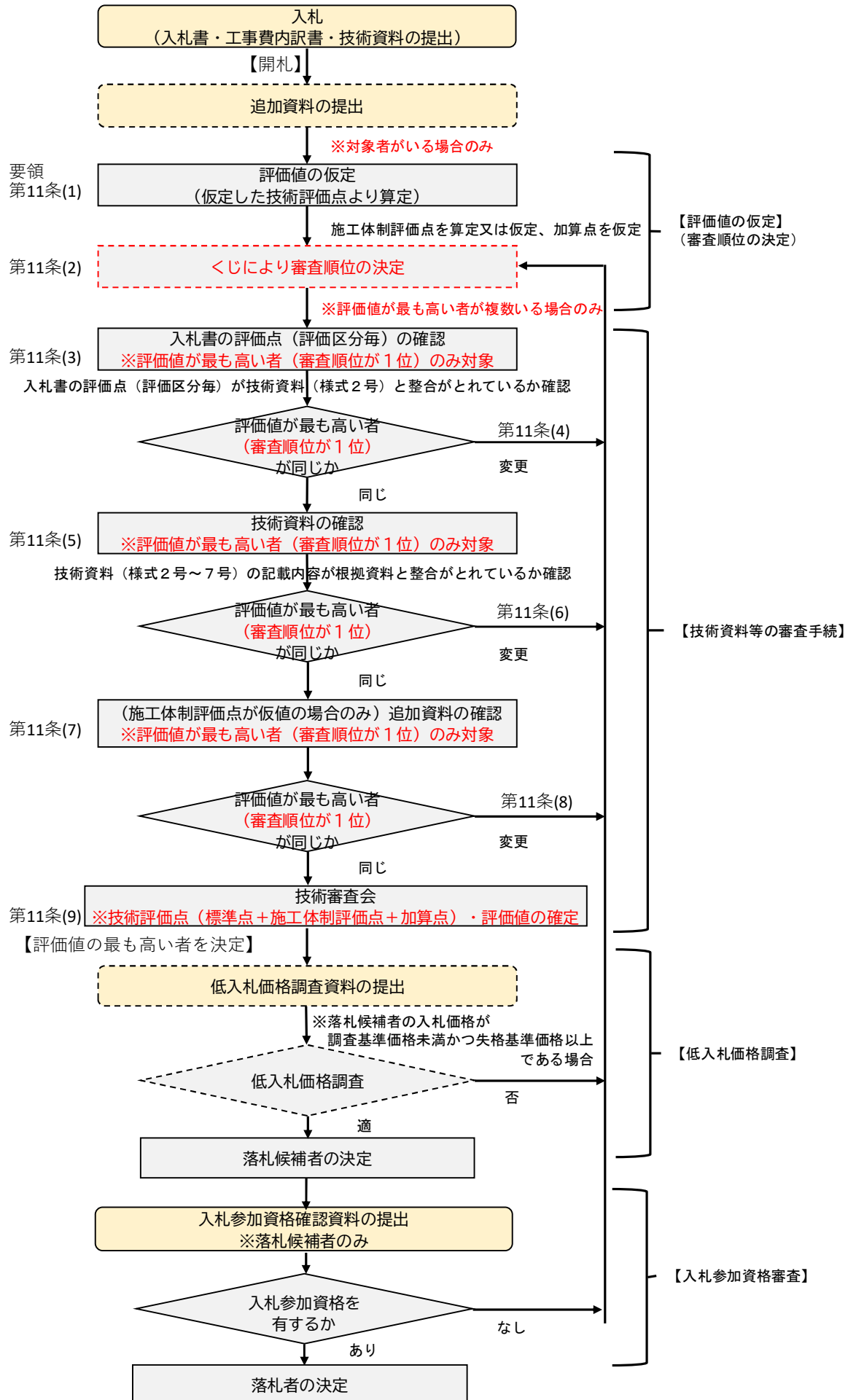
- 2 技術資料等の記載事項によって加点することができないと明確に判断できる評価項目の取扱については、契約担当者の判断による。
また、技術資料等の一部が未提出又は白紙であり、契約担当者が審査できないと明確に判断できる評価項目がある場合は、当該評価項目の最低点とする。
- 3 契約担当者は、技術資料等の内容について疑義がある場合は、必要に応じて技術資料等の記載事項に関するヒアリングを行うことができる。
また、その結果、補足の資料提出を求めることができる。
- 4 技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- 5 1(9)で決定した者が入札参加資格審査又は低入札価格調査で無効となった場合は、1(2)～(9)までの規定に基づき、新たに評価値の最も高い者を決定する。

- ① 自己評価申告書とは、入札公告等で定める評価項目に従い、入札参加者が自ら評価内容及び評価点を記入する技術資料です。
- ② 入札参加者は、入札書に入札価格及びその内訳並びに評価区分毎の評価点を記載して提出してください。
- ③ 入札参加者は、入札時に全ての技術資料を提出してください。
- ④ 入札書、自己評価申告書及び技術資料等の確認は、開札後に予定価格超過並びに失格基準価格未満等によって失格となった者及び追加資料の提出意思がない等によって無効となった者を除く入札書に基づき仮定した評価値が最も高い者に対してのみ行います。仮定した評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじにより、審査の対象となる順位をつけ、順位が上位（数字が小さい）者を評価値の最も高い者としします。
なお、評価値が最も高い者以外の者については、仮定した技術評価点及び評価値とし、技術資料等の確認は行いません。
- ⑤ 技術資料等の確認によって、評価値及び技術評価点が変更となった場合は、変更後の評価値及び技術評価点を該当する入札参加者の評価値及び技術評価点として確定します。
- ⑥ 契約担当者は、技術資料等の内容について疑義がある場合は、必要に応じて入札参加者に対して技術資料等の記載事項に関するヒアリングを行うことができます。
また、ヒアリング事項に対する補足の資料提出を求めることができます。
- ⑦ 技術資料等に記載のない事項については、ヒアリングの対象としません。
また、補足の資料の内容は、既に提出された技術資料等の確認に要するための補足事項のみとし、既に提出された技術資料等の変更や修正は認めません。ただし、電子で提出されたファイルが受注者の責によらないと判断されるバグ等で確認ができない場合の再提出は除きます。
- ⑧ 契約担当者は、ヒアリングや補足の資料によって技術資料等の確認をした上で、各評価項目に加点できる場合であっても、入札参加者が記載した入札書の評価点以上に加点することはありません。
- ⑨ 契約担当者は、ヒアリングや補足の資料によって技術資料等の確認ができない箇所があった場合、当該評価項目を最低点とします。
- ⑩ 技術資料等の一部が未提出又は白紙（各様式への記載事項が全て未記入のものを含む）であり、契約担当者が審査できないと明確に判断できる評価項目がある場合は、当該評価項目を最低点とします。

＜施工体制評価点の審査について＞

- ① 評価値が最も高い者が調査基準価格未満の場合は、追加資料の確認を行います。
- ② 入札価格が調査基準価格未満の場合、追加資料によって施工体制が確認できると認められる場合でも、満点は付与しません。

技術資料等の審査手続の流れ



4-11 落札者の決定通知及び公表（実施要領 第12条）

（落札者の決定通知及び公表）

第12条 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。

2 入札参加者は、前項の通知された日の翌日から起算して5日以内（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15条）に定める県の休日を除く。）に、自らの評価項目の得点を様式1号によって、照会することができる。

3 契約担当者は、前項の照会があった場合は、様式2号によって評価項目ごとの得点を回答するものとする。ただし、不調等によって再度入札手続きを行う必要がある場合は回答しない。

4 契約担当者は、落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領に基づく公表項目に加え、次の項目を落札決定日の翌日までに入札参加申請者へ通知する。

(1) 評価値

(2) 企業の施工能力、配置予定技術者の技術力、地域建設業者の育成、減点及び施工体制の確保の各評価区分の得点（評価項目の合計点）

- ① 入札参加資格のない者、入札を辞退した者の「評価値」及び「各評価項目の合計点」については、公表しません。
- ② 予定価格超過者並びに失格基準価格未満等によって失格となった者の「評価値」及び「各評価項目の合計点」については、公表しません。
- ③ 技術資料等の審査結果である「技術評価点内訳書」の公表については、契約担当者において閲覧に供するほか、「入札情報サービス（PPI）」の「説明文書等」欄に掲載することによって行います。
- ④ 総合評価落札方式によって落札者を決定した場合は、「入札情報サービス（PPI）」の「備考・その他」欄に下記の表示を行います。

地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき落札者を決定しました。なお、評価値は本工事に提出された技術資料に対する評価であり、企業全体の技術力を表すものではありません。

- ⑤ 落札者決定後から契約締結までの間に入札結果を公表するときは、「技術評価点内訳書」の記載事項のうち、「予定価格」、「調査基準価格」、「失格基準価格」、「基準評価値」を非公表としています。

これらの記載事項については、契約締結後に改めて公表します。

4-12 技術資料の記載内容の担保（実施要領 第13条）

（技術資料の記載内容の担保）

第13条 技術資料は設計図書に相当するものとして取り扱い、加点の有無に関わらず全ての記載事項に対して履行義務が生じる。ただし、監督員との協議により、仕様どおりの品質確保が期待できないなど履行の必要がないと認められる場合については、この限りではない。

2 受注者は、技術資料の記載事項に対する履行状況について適切な時期に監督員の確認を受けること。

3 受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。ただし、受注者の契約担当者に対する書面による申出によって、技術資料の記載内容が履行できなかった原因が現場条件の変更や天候不良等の不測の事態によるもので、受注者の責によるものではないと認められる場合は、工事成績評定点の減点及び総合評価落札方式を適用する工事における得点の減点を行わない。

なお、年度とは、兵庫県の会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を示す。

4 契約担当者は、その違反によって契約の目的を達成できないと認められる場合は、契約を解除することがある。

5 技術資料等に虚偽の記載があった場合又は、受注者の責によって、技術資料の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

① 仕様どおりの品質確保が期待できないなど履行の必要がないと認められる場合とは、下記の場合等をいいます。この場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、ペナルティの対象となります。

・「新技術・新工法の活用」において「当該工事に適用する」と申告し、新技術・新工法を活用するに当たって、その活用方法が現場条件に合致しない場合や品質低下につながるおそれがある場合。（5-3-3 新技術・新工法の活用 (3) 参照）

② 受注者は技術資料によって申告した内容を施工計画書等に記載するとともに、履行の確認時期及び確認方法について、事前に受発注者間で協議を行う必要があります。

なお、施工計画書の作成に際しては、施工計画書の「(15) その他」等に「総合評価落札方式における技術資料の実施」の項目を設定の上、技術資料の記載事項に対する履行内容とその確認方法等について記載する必要があります。

③ 監督員は、提出された施工計画書等によって履行状況を適切に確認するとともに、履行確認の結果は受注者が工事打ち合わせ簿等の書面等によって適正に報告する必要があります。

④ 受注者の責によって技術資料の内容が満足できない場合は、実施要領第8条第1項(4)の規定に基づき技術審査会でペナルティの決定について審議の上、土木工事成績採点表の「7. 法令遵守等」において工事成績評定点を最大8点減じます。

また、当該工事の引渡し後の翌年度7月から翌々年度6月までの1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、不履行となる項目数に応じて得点の合計から減点を行います。

（「6-3-2 評価項目「減点項目」によるペナルティについて」参照）

⑤ 技術資料等に虚偽の記載があった場合は、兵庫県指名停止基準において指名停止になる場合があります。また、同一工事において、3項目以上の不履行が行われた場合は、兵庫県指名停止基準において指名停止になる場合があります。

⑥ 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定によって、契約を解除する場合があります。

4-13 技術資料等に関する機密の保持（実施要領 第14条）

（技術資料等に関する機密の保持）

第14条 契約担当者は、技術資料等の記載内容が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。ただし、落札者の提案内容については、その概要について公表する場合がある。

- ① 技術資料に対する詳細な評価結果は、兵庫県情報公開条例第6条第1項(1)（個人に関する情報）、同項(2)（法人等に関する情報）、同項(6)（事務又は事業に関する情報）に該当するため、下記理由によって非公開としています。

ア 個人情報

入札参加者から提出された技術資料は、特定の個人が識別可能な個人情報が含まれており、個人のプライバシーを侵害するおそれがあります。

イ 法人等情報

入札参加者から提出された技術資料は、当該法人の事業活動に関する情報であり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあります。

ウ 事務事業執行情報

技術資料の審査は、企業の施工能力や技術者の技術力等に対する評価を行っており、詳細な評価結果を公表・通知することで提案内容が画一化することによって、制度の形骸化が進行し、技術力および工事品質の向上が見込めなくなるおそれがあります。

- ② 契約担当者は、記者発表等によって技術資料の記載内容を公表する必要があるときは、あらかじめ該当する入札参加者の了解を得た上で、その概要を公表します。

4-14 その他（実施要領 第15条）

（その他）

第15条 契約担当者は、この要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において審議の上、対応するものとする。

- ① 入札公告等と本手引の記載事項が異なる場合は、入札公告等が優先されます。

4-15 専任補助者の配置（実施要領 別表2「評価基準（企業チャレンジ型）」注2）

注2）＜中略＞

なお、入札参加者は、全ての配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）を若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）又は女性技術者とする場合は、主任技術者又は監理技術者に加えて、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれにも該当する専任の補助者（以下「専任補助者」という。）（※1）（※2）を現場代理人として配置することができる。

ただし、専任補助者を配置した場合は、専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置は認めない。

専任補助者を配置する場合は、当該評価区分「配置予定技術者の技術力」における全ての評価項目において、配置予定技術者の施工実績に代えて専任補助者の施工実績に基づき評価する。

専任補助者を配置する場合は、入札参加資格要件が求める施工実績については、配置予定技術者に代えて専任補助者が施工実績を有していればよい。

全て又は一部の配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）又は専任補助者が契約締結までに、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれかに該当しないことが明らかな場合は、「契約に適合した履行ができない」ものとし、欠格とする。

（※1）専任補助者は現場代理人の責務を有するほか、新たに主任技術者又は監理技術者を指導・助言する責務を負うこととし、主任技術者又は監理技術者及び調査基準価格を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となる場合に、主任技術者又は監理技術者とは別に追加して専任で配置する技術者を兼務することができない。

（※2）契約工期中、専任補助者を本件工事現場に専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が専任を要しない期間を除く。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該専任補助者を変更することを認めない。

やむを得ず当該専任補助者の変更を行う場合は、技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置すること。

技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置できない場合は、受注者の責により技術資料の内容が履行できないときに該当する場合がある。

なお、契約締結までの間に、技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置できないことが明らかになった場合は契約を締結しない。

- ① 専任補助者を配置しない場合は、配置予定技術者の施工実績等によって評価します。
- ② 専任補助者になることができる者は、入札公告等に示す入札参加資格要件のうち配置予定技術者及び現場代理人の要件のいずれにも該当する技術者とし、
- ③ 専任補助者は、当該工事において現場代理人として常駐し、主任技術者又は監理技術者を指導・助言する責務を負わなければなりません。
 なお、専任補助者の専任期間、専任補助者の途中交代等の取扱については、入札公告等に記載された配置予定技術者の要件に準じることとします。
- ④ 契約後、加点対象の申告を行った受注者が適正に専任補助者を配置できない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となります。
- ⑤ 当該工事が完成し引渡し完了したときは、配置技術者は今後の総合評価落札方式を適用する工事において、主任技術者又は監理技術者の施工実績として評価します。
 なお、専任補助者の施工実績については現場代理人として評価し、工事成績については現場代理人（専任補助者）として、主任（監理）技術者と同等の評価します。
- ⑥ 技術審査会及び入札参加資格確認時において、全て又は一部の配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）又は専任補助者が、申込期限日における配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれかに該当しないことが明らかな場合は、「契約に適合した履行ができない」ものとし、欠格と評価します。

5 技術資料に関する注意点

総合評価落札方式（企業チャレンジ型）実施要領に示す各評価項目について、技術資料の作成に当たっての注意点は、次のとおりです。

なお、技術資料作成の詳細については、「技術資料作成の手引き」に記載しています。

5-1 企業の施工能力

評価区分「企業の施工能力」は、企業が保有する工事成績のみを評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法		
企業の施工能力	工事成績 (5-1-1)	2点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。		
			工事1件 当たりの 得点 (1件)	80点以上	2.00点/件
				70点以上 80点未満	1.00点/件
				70点未満、該当なし	0.00点/件
合計		2点			

5-1-1 工事成績

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加者が申告する工事1件あたりの工事成績に対して点数を付与し、最大1件まで加点します。
- ② 申告する工事は、入札参加者の施工実績として工事实績情報サービス（コリンズ）に登録され、各発注機関が交付する工事成績評価結果の通知等を有することが必要です。
- ③ 対象工事は、兵庫県等（※1）又は公社等（※2）（※3）が発注した該当工種の土木工事を元請として対象期間内に完成し、引渡しが完了した工事です。
 - （※1）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路株、本州四国連絡高速道路株、阪神高速道路株
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※3）地方共同法人日本下水道事業団、（独）水資源機構
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

なお、該当工種とは、入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
- ④ 兵庫県が発注した工事の場合は、その工事の入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。なお、「港湾土木工事」と「一般土木工事」は同じ工種として取り扱います。
- ⑤ 兵庫県以外の機関が発注した工事については、登録内容確認書や工事請負契約書等の写し（根拠資料）により、該当工種が確認できる場合に限り評価対象とします。
- ⑥ 対象期間は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間です。但し、入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近8年間とし、毎年7月1日に評価対象年度を更新します。

なお、③（※2）の機関が発注した工事については、平成30年7月1日以降に完成し、引渡し完了したもの、③（※3）の機関が発注した工事については、令和3年10月1日以降に完成し、引渡し完了したものに限りします。

（次頁に続く）

手引(R7.10 改定)

(1) 入札参加申込期限日がn年度の7月1日から3月31日までの場合

n-9 年度	n-8 年度	n-7～ n-2年度	n-1 年度	n 年度 入札参加 申込期限日	加点 対象
●	◆				×
●	◆				
	●	◆			○
		●	◆		
			●	◆	
			●	◆	
			●	◆	×

基準となる引渡し完了が対象期間外のため、加点対象とならない。

工事成績 対象期間 8 年間

(凡例) ●工事始期日 ◆引渡し完了 (工事検査日)

(2) 入札参加申込期限日がn年度の4月1日から6月30日までの場合

n-10 年度	n-9 年度	n-8～ n-3年度	n-2 年度	n-1 年度	n 年度 入札参加 申込期限日	加点 対象
●	◆					×
	●	◆				○
	●	◆				
		●	◆			
			●	◆		×
			●	◆		
			●	◆		

工事成績 対象期間 8 年間

基準となる引渡し完了が対象期間外のため、加点対象とならない。

(凡例) ●工事始期日 ◆引渡し完了(工事検査日)

図-2 工事成績の対象期間

- ⑦ 共同企業体の構成員としての施工実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限りま。
- ⑧ 緊急小規模工事、点検・清掃・除草・除雪・凍結防止剤散布等の委託業務、その他入札参加者が自らの工事成績評定結果の通知等（根拠資料）を有しない工事は評価対象外とします。

(2) 提出資料

① 企業チャレンジ型様式3号【必須】

- ・ 評価対象として申告する工事の工事成績を全て記載し、評価基準における評価方法欄の記載内容に対応する工事件数を算定します。
なお、該当する工事がない場合は、「該当なし」を選択してください。
- ・ 「発注機関名」欄は、「兵庫県」、「神戸市」又は「その他の機関」を選択し、「その他の機関」を選択した場合は、官庁名や法人名等を記載してください。
なお、「兵庫県」、「神戸市」を選択した場合は、施工場所の記載は不要です。
- ・ 「施工場所」欄は、市町の名称まで記載してください。番地や字の記載は不要です。

② 工事成績評定結果の通知等の写し【必須】

- ・ 企業チャレンジ型様式3号に記入した工事の工事成績評価結果の通知等を全て提出する必要があります。

(次頁に続く)

③ 登録内容確認書の写し【必須】

- ・ 登録内容確認書とは、コリンズから出力される工事实績が記載された確認書です。
- ・ 竣工時または、竣工後訂正した登録内容確認書を提出してください。
- ・ 「会社名」、「発注機関名」、「工事名」、「施工場所」、「契約金額」、「工期」、「発注形態（単体・JV）」、「出資比率（共同企業体の場合）」が確認できる書類の提出が必要です。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

④ 当該工事に該当工種が含まれていることが確認できる資料の写し

- ・ ②又は③によって該当工種が含まれていることが確認できない場合は、工事請負契約書、金抜設計書、構造図等の提出が必要です。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

(3) その他の留意事項

- ① 企業チャレンジ型様式3号に記入した工事について工事成績評価結果の通知等の写しを提出しない場合、該当する工事成績を評価対象外とします。
- ② 対象となる工事の発注者は(1)③のみとし、地方機関で発注した工事も含みます。
- ③ 対象工事の対象期間は、(1)⑥のみとし、対象期間以外に完成し、引渡しが完了したものは評価対象外とします。
- ④ 企業チャレンジ型様式3号に記入した工事において、評価対象外とする工事がある場合、該当工事の工事成績だけを最低点と評価するのではなく、当該評価項目「工事成績」を最低点で評価します。

5-2 配置予定技術者の技術力

評価区分「配置予定技術者の技術力」は、当該工事において配置予定技術者が保有する技術力を評価します。

復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）で応募できる工事において、復興JVで入札参加申込を行った場合、代表構成員又はその他構成員の配置予定技術者の技術力を評価します。

また、工場製作を含む工事において、「工場製作のみが行われる期間」と「現場を施工する期間」で別々の者を配置予定技術者として配置する場合は、「工場製作のみが行われる期間」における配置予定技術者も含めて、最大3名まで様式に記載ができます。なお、「工場製作のみが行われる期間」の配置予定技術者は、本評価区分の評価は対象外とします。

評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法	
配置予定技術者の技術力	工事成績 (5-2-1)	2点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。	
			工事1件 当たりの 得点 (1件)	主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人として従事した工事
				80点以上 2.00点/件
				70点以上 80点未満 1.00点/件
				70点未満、該当工事なし 0.00点/件
	継続学習（CPD）の取組 状況 (5-2-2)	1点	推奨単位以上の取得実績がある。	
			推奨単位以上の取得実績がない。	
合計		3点		

全ての配置予定技術者が若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）又は女性技術者とする場合は、配置予定技術者に加えて、専任補助者を配置することができます。

専任補助者を配置する場合は、当該評価区分の全ての評価項目において、配置予定技術者に代えて専任補助者の技術力によって評価します。

詳しくは「4-15 専任補助者の配置」を参照してください。

5-2-1 工事成績

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加者が申告する工事1件あたりの工事成績に対して点数を付与し、最大1件まで加点します。
- ② 申告する工事は、工事实績情報サービス（コリンズ）に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として登録され、各発注機関が交付する工事成績評価結果の通知等を有することが必要です。
- ③ 対象工事は、兵庫県等（※1）又は公社等（※2）（※3）が発注した該当工種の土木工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として契約工期の全期間に従事して対象期間内に完成し、引渡し完了した工事です。
 - （※1）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路株、本州四国連絡高速道路株、阪神高速道路株
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※3）地方共同法人日本下水道事業団、（独）水資源機構
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

なお、該当工種とは、入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
- ④ 契約工期の全期間に従事とは、工事開始日から引渡し完了した日までとし、工事を全面的に一時中止した期間、工場製作を含む工事において工場製作のみが行われる期間、工事検査後の後片付け期間を除きます。ただし、ダム、トンネル等の大規模な工事で、契約工期が多年に及ぶことによって工事途中で交代した場合であっても、従事した期間が24か月を超える場合に限り加点します。
- ⑤ 現場代理人として従事した工事の工事成績は、従事した工事の工事開始日以前に、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定された主任技術者として従事できる国家資格の合格を証明する書類を有していた場合に限り、加点します。
- ⑥ 専任補助者として従事した工事の工事成績は、主任技術者又は監理技術者と同等に加点します。
- ⑦ 工事成績の申告は1工事につき1件とし、主任技術者又は監理技術者と現場代理人を兼務した工事における工事成績は、重複して申告することができません。
また、監理技術者補佐として従事した工事における工事成績は、申告することができません。
- ⑧ 上記以外の事項については、5-1-1 工事成績 (1)④から⑧までと同じです。

(2) 提出資料

- ① 企業チャレンジ型様式4号【必須】
 - ・ 5-1-1 工事成績 (2)①と同じです。
- ② 工事成績評価結果の通知等の写し【必須】
 - ・ 企業チャレンジ型様式4号に記入した工事の工事成績評価結果の通知等を全て提出する必要があります。
- ③ 登録内容確認書の写し【必須】
 - ・ 5-1-1 工事成績 (2)③と同じです。
- ④ 当該工事に該当工種が含まれていることが確認できる資料の写し
 - ・ ②又は③によって該当工種がふくまれていることが確認できない場合は、工事請負契約書、金抜設計書、構造図等の提出が必要です。
 - ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

(次頁に続く)

- ⑤ 専任補助者として従事した工事の技術資料（旧企業チャレンジ型様式7号等）の写し
 - ・ 「専任補助者」として従事した工事の工事成績を申告する場合は提出が必要です。
 - ・ ③登録内容確認書と⑤の技術資料の整合を確認の上、専任補助者の実績を確認します。
 - ・ ②工事成績評価結果の通知等によって、「専任補助者」として従事したことが確認できる場合は⑤の技術資料の提出は不要です。
- ⑥ 国家資格の合格を証明する資料の写し
 - ・ 現場代理人として従事した工事の工事成績を申告する場合は、工事の工事開始日以前に、(1)⑤に示す国家資格を有していたことが証明できる書類（合格証明書等）の提出が必要です。

(3) その他の留意事項

- ① 企業チャレンジ型様式4号に記入した工事の工事成績評価結果の通知等の写しを提出しない場合、該当する工事成績を評価対象外とします。
- ② 工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で別々の者を配置予定技術者として配置する場合、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を記載するときは、当該配置予定技術者の技術者氏名欄の左の配置予定欄に「工場製作」と記載し、入札参加資格要件の確認が設定されている場合は、【参考】 入札公告に示す配置技術者の入札参加資格要件の確認欄に必要事項を記載し、その他の記載欄を全て空白とします。
 なお、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、記載事項に対する根拠資料は必要ありません。
- ③ 対象となる工事の発注者は、(1) ③のみとし、地方機関で発注した工事も含みます。
- ④ 対象工事の対象期間は、**5－1－1工事成績** (1)⑥のみとし、対象期間以外に完成し、引渡し完了したものは評価対象外とします。
- ⑤ 企業チャレンジ型様式3号に記入した工事において、評価対象外とする工事がある場合、該当工事の工事成績だけを最低点と評価するのではなく、当該評価項目「工事成績」を最低点で評価します。
- ⑥ 配置予定技術者（専任補助者を配置する場合は専任補助者）は3名まで記載できます。複数の候補者が記載された場合は、配置予定技術者の技術力における、「工事成績」、「継続学習（CPD）の取組状況」の合計点が最も低い者によって評価します。
- ⑦ 専任補助者を配置する場合は、配置予定技術者に代えて専任補助者の施工実績を記載し、根拠資料を取りまとめる必要があります。
- ⑧ 専任補助者を配置する場合は、専任補助者が配置予定技術者の入札参加資格要件を満足することが判断できる資料を、技術資料として提出してください。
 なお、入札参加資格要件が求める施工経験については、配置予定技術者に代えて専任補助者が施工経験を有していればよいこととします。
- ⑨ 全て又は一部の配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）又は専任補助者が、申込期限日における配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれかに該当しないことが明らかな場合は、「契約に適合した履行ができない」とし、欠格と評価します。

5－2－2 継続学習（CPD）の取組状況

(1) 評価項目の要点

- ① 発注工事の工種が造園工事以外の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）による入札参加申込期限日の前年度から起算して連続する直近過去5年間までにおける学習履歴を評価します。
 年間とは、兵庫県の会計年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）とします。

また、発注工事の工種が造園工事の場合は、造園CPD協議会の造園CPD制度による入札参加申込期限日の前年度以前の直近1年間までの実施記録を評価します。

n-5 年度	n-4 年度	n-3 年度	n-2 年度	n-1 年度	n 年度 入札参加 申込期限日	対象期間内の 取得単位合計	加点 対象
				↔		20以上	○
			↔	↔		40以上	
		↔	↔	↔		60以上	
	↔	↔	↔	↔		80以上	
↔	↔	↔	↔	↔		100以上	
期間が年度単位になっていない。						40以上	×
直近の年度になっていない。						40以上	
連続する年度になっていない。						40以上	
入札実施する当該年度の取得単位は対象外。						40以上	
継続学習（CPD） 対象期間 5年間							

図－3 継続学習（CPD）取得単位の考え方

② 推奨単位は、下表のとおりです。

継続学習制度（CPDS）（一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会）

推奨単位	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
	20ユニット	40ユニット	60ユニット	80ユニット	100ユニット

造園CPD制度（造園CPD協議会）

推奨単位	1年間
	50単位

(2) 提出資料

① 企業チャレンジ型様式4号【必須】

- ・ 継続学習（CPD）の取得単位数を記載します。単位を取得していない場合でも、「0」と記載する必要があります。

② 学習履歴証明書の写し

- ・ 継続学習（CPD）の取得単位数が推奨単位以上の場合は、学習履歴証明書を提出する必要があります。
- ・ 学習履歴証明書の証明期間は施工能力評価型様式4号における年間と一致する必要があります。
- ・ 学習履歴証明書の証明日は入札参加申込期限日の前年度3月31日とします。

(3) その他の留意事項

① 企業チャレンジ型様式4号に記入した推奨単位数以上の取得状況を示す学習履歴証明書を提出しない場合は取得していないものと評価します。

② 上記以外の事項は、5-2-1 工事成績 (3)②、⑥から⑧までと同じです。

5-3 地域建設業者の育成

評価区分「地域建設業者の育成」は、評価項目欄に示す地域建設業者の育成につながる取組等について、当該工事における取組の有無を申告によって評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法				
地域 建設業者 の育成	地域精通度 (本店所在地) (5-3-1)	1点	本店の所在地が指定地域内にある。				1点
			本店の所在地が指定地域内にない。				0点
	県内企業の下請負人 活用状況 (5-3-2)	1点	下請負人の全てを県内企業とする、又は元 請負人が県内企業であり自社施工する。				1点
			上記に該当しない。				0点
	新技術・新工法の活用 (5-3-3)	1点	当該工事において適用する。				1点
			当該工事において適用しない。				0点
	技術者の育成 (5-3-4)	1点	若手・女 性技術者	0.5点	国家資格 取得者	0.5点	1点
					上記に該 当しない	0点	0.5点
			上記に該 当しない	0点	国家資格 取得者	0.5点	
					上記に該 当しない	0点	
	建設キャリアアップ システム(CCUS)の活 用 (5-3-5)	1点	CCUSに事業者登録済				1点
			CCUSに事業者未登録				0点
合計		5点					

なお、各評価項目において加点を受けた受注者は、その内容を適正に履行する責務を有することになります。受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、ペナルティの対象となる場合があります。

詳しくは「4-12 技術資料の記載内容の担保」を参照してください。

5-3-1 地域精進度（本店所在地）

(1) 評価項目の要点

- ① 本店の所在地が契約工期中に継続して指定地域内に所在する場合に評価します。

(2) 提出資料

① 企業チャレンジ型様式2号【必須】

- ・ 本店（主たる営業所）の所在地の指定地域内での所在（契約工期中に継続して）の有無について、記載してください。

② 兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の写し【必須】

- ・ 入札参加申込期限日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の提出が必要です。
- ・ 登載状況確認期間（毎年9月中旬から9月下旬まで）中に出力したものは、(2)②の提出資料にできません。

(3) その他の留意事項

- ① 本店の所在地は、兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）に記載された本店の所在地によって評価します。
- ② 当該評価項目を「本店（主たる営業所）の所在地が契約期間中、継続して指定地域内にある。」として申告した場合、契約工期中の履行状況について適切な時期に監督員の確認を受ける必要があります。
- ③ 当該評価項目を「本店（主たる営業所）の所在地が契約期間中、継続して指定地域内にある。」と申告して、契約工期中の履行状況について監督員の確認を得ることが出来ない場合や監督員に確認を求めない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。

《参考：兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の確認方法》

- (1) 「入札情報サービス」を開きます。（以下のいずれかの方法でアクセスができます。）

- ・ 兵庫県ホームページ → ページ左の「目的から探す」内の「入札・公売情報」
→ 入札情報サービス

- ・ URL（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）を直接入力。

- (2) 「入札参加資格者名簿」のタブを押します。

- (3) 「建設工事」と「有効な期間の名簿」を選択し、ID・パスワードを入力します。

※ ID・パスワードについては、兵庫県土木部契約管理課より送付されているはがきに記載されています。

※ 登載状況確認期間（毎年9月中旬から9月下旬まで）中に出力したものは、有効なデータではありません。

- (4) 「出力」を押します。

5-3-2 県内企業の下請負人活用状況

(1) 評価項目の要点

- ① 県内企業の下請負人活用状況について、下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工することを申告する場合に評価します。
- ② 「県内企業」とは、建設業の許可を受けた主たる営業所（本店）が県内に所在するものとします。
- ③ 「下請負人」とは、当該工事において下請負契約を行う1次下請企業とします。
- ④ 下請負契約を行う1次下請企業は、建設業法に基づく建設工事の請負契約に該当するものを対象とし、資材業者、警備業者、運搬業者、測量業者等は対象としません。
- ⑤ 入札参加者は、あらかじめ工事内容や施工条件等を把握した上で、県内企業の活用が可能かどうか確認の上、申告する必要があります。

(2) 提出資料

- ① 企業チャレンジ型様式2号【必須】
 - ・ 当該工事における県内企業の下請負人活用状況について、有無を記入してください。

(3) その他の留意事項

- ① 当該評価項目を「下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。」として申告した場合、契約後、施工体制台帳を監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に監督員の確認を受ける必要があります。
- ② 当該評価項目を「下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。」と申告して、下請負人活用状況について監督員の確認を得ることが出来ない場合や監督員に確認を求めない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「**4-12 技術資料の記載内容の担保**」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。なお、受注者の責によらない設計変更によって追加された工種について、県内企業を下請負人として活用、又は県内企業が元請負人として自社施工することが不可能な場合はその履行義務を免除します。

5-3-3 新技術・新工法の活用

(1) 評価項目の要点

- ① 新技術・新工法の活用状況について、「新技術情報提供システム（NETIS）」又は「ひょうごの土木技術活用システム」に掲載された技術を活用する場合に評価します。
- ② 入札参加者は、あらかじめ工事内容や施工条件等を把握した上で、新技術・新工法の活用が可能かどうかを確認の上、申告する必要があります。

(2) 提出資料

- ① 企業チャレンジ型様式2号【必須】
 - ・ 当該工事における新技術・新工法の活用状況について、適用の有無を記入してください。

(次頁に続く)

(3) その他の留意事項

- ① 「新技術情報提供システム (NETIS)」は国土交通省のホームページ、「ひょうごの土木技術活用システム」は (公財) 兵庫県まちづくり技術センターのホームページによって確認することができます。なお、入札参加申込期限日以前に「新技術情報提供システム (NETIS)」の掲載期間が終了している技術・工法及び、旧システムの「兵庫県新技術・新工法活用システム」のみに掲載された技術・工法は評価の対象となりません。
- ② 当該評価項目を「当該工事において適用する。」と申告した場合、契約後、採用する新技術・新工法の活用方法等について施工計画書に記載し、関係資料を添付の上、監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることが必要です。施工計画書を監督員に提出しない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。
- ③ 当該評価項目を「当該工事において適用する。」と申告して、その活用方法が現場条件に合致しない場合や、品質の低下につながるおそれがある場合等によって、当該内容を記載した施工計画書を監督員が受理出来ない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となります。
- ④ 当該評価項目によって採用する新技術・新工法の活用に対する設計変更は行いません。
- ⑤ 当該評価項目は、受注者が積極的に「新技術情報提供システム (NETIS)」又は「ひょうごの土木技術活用システム」における登録技術の活用を検討し、工事内容に応じて適切に活用することを目的としており、品質向上の効果の大小は問いません。

5-3-4 技術者の育成

(1) 評価項目の要点

- ① 配置予定技術者として若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）若しくは女性技術者を配置する場合、又は配置予定技術者が入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間及び年度中の入札参加申込期限日（図-4 参照）までに建設業法第26条に規定された監理技術者として配置できる国家資格を取得した技術者（以下、「国家資格取得者」という。）を配置する場合に評価します。

n-9年度 以前	n-8 年度	n-7～ n-2年度	n-1 年度	n年度 入札参加 申込期限日	加点対象
		取得年度が 対象期間ではない			×
					×
					○
	対象期間 「8年間」及び「年度中の入札参加申込期限日まで」				

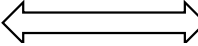
(凡例)  : 国家資格の取得年度

図-4 国家資格取得者の対象期間の考え方

- ② 評価の対象とする国家資格は、入札公告に示す工種に限定しません。

(次頁に続く)

(2) 提出資料

① 企業チャレンジ型様式4号、5号【必須】

- 配置予定技術者を若手技術者、女性技術者又は国家資格取得者とする場合は、企業チャレンジ型様式4号の配置予定技術者欄に生年月日、性別および企業チャレンジ型様式5号の国家資格の取得状況等の全ての事項を記入し、若手・女性技術者および国家資格の評価対象となる（点数の最も低い）技術者の評価対象欄に○を記入してください。点数の最も低い評価対象者（同点の者）が2名以上の場合は、いずれか1名に○を記入してください。
なお、性別の記載は空白でも可としますが、女性技術者の加点対象となりません。
- 国家資格取得者を配置しない場合は、国家資格の欄を“なし”とし、対象期間内に取得した国家資格の欄を空白で提出してください。
- 国家資格取得者を配置する場合は、国家資格の欄を“あり”とし、取得した国家資格を記入（選択）してください。また取得した年度を入力してください。
- 専任補助者を配置する場合は、企業チャレンジ型様式4号にて“専任補助者の配置を「する」”を選択の上、専任補助者欄の各事項を記入し、配置予定技術者の技術力の評価項目に関する内容について専任補助者の実績等を記入してください。
- 配置予定技術者及び専任補助者は各3名まで記載できます。

② 若手・女性技術者のマイナンバーカード等の写し【必須】

- 若手・女性技術者を配置する場合は、若手・女性技術者であることが確認できる資料として「マイナンバーカード（表面のみ）」や「旧健康保険証」など、生年月日を証明する資料、女性の場合は、性別を証明する資料を提出する必要があります。

③ 専任補助者が「配置技術者の入札参加資格要件」を満たすことが確認できる資料【必須】

- 専任補助者を配置する場合は、当該工事における配置予定技術者に求める全ての入札参加資格要件の内、建設業法第26条の規定及び同種工事の施工実績（入札参加資格要件として設定している場合）が確認できる資料を提出する必要があります。なお、その他の要件（直接的かつ恒常的な雇用等）については、落札候補者に対する入札参加資格確認審査時に確認します。

④ 国家資格の合格を証明する資料等の写し【必須】

- 監理技術者として配置できる国家資格の保有及び取得年度または取得日が確認できる書類（合格証明書、合格通知書等）を提出する必要があります。

(3) その他の留意事項

- 配置予定技術者に複数の候補者が記載された場合は、「若手・女性技術者」「国家資格取得者」の合計点が最も低い者によって評価します。
- 配置予定技術者及び専任補助者の配置状況については、契約後に提出される「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」の記載事項によって確認します。
- 入札参加申込期限日において40歳未満の若手技術者に該当するかどうかの判断（年齢の考え方）は民法及び年齢計算に関する法律によるものとします。
- 全ての配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）を若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）又は女性技術者とする場合に限る、主任技術者又は監理技術者に加えて、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれにも該当する専任補助者を現場代理人として配置することができます。詳しくは「**4-15 専任補助者の配置**」を参照してください。

※専任補助者を配置する要件（全ての配置予定技術者が若手、女性技術者の場合）でない場合は、様式4号に専任補助者に関する記載欄は表示されません。

- 記載できる3名の内、1名が国家資格取得者としての加点しか有していない（40歳以上男性の国家資格取得者）場合は、専任補助者の配置はできません。
- 専任補助者を配置する場合は、特例監理技術者および監理技術者補佐は配置できません。

5-3-5 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加申込期限日において、CCUSに事業者登録されており、かつ管理者IDの有効期限が切れていない場合に評価します。
- ② 「事業者登録」は、県から工事を受注した元請負人が登録していることとします。
- ③ 共同企業体の場合は全ての元請の構成員が事業者登録していることとします。

(2) 提出資料

- ① 企業チャレンジ型様式2号【必須】
 - ・ CCUSへの事業者登録の有無について、記載してください。
- ② CCUSホームページへログイン後の「事業者情報」が書かれた画面の写し【必須】
 - ・ CCUSホームページへログインし表示されるトップのページで、「事業者情報」として事業者ID、商号または名称、建設業の許可、法人・個人区分、代表者名、所在地、電話番号、資本金を確認することが出来る必要があります。
- ③ CCUSホームページへログイン後の事業者メニューで表示される「管理者ID利用料明細」が書かれた画面の写し【必須】
 - ・ CCUSホームページへログイン後の事業者メニューの「810_事業者管理」「30_管理者ID利用料」の画面で使用中のIDの一覧が表示され、管理者ID、利用状況、取得年月日、有効期限を確認することが出来る必要があります。
 - ・ 管理者IDは「事業者情報」の事業者IDと同一であることが確認出来る必要があります。
 - ・ 有効期限は、入札参加申込期限日以降であることを確認することが出来る必要があります
- ④ 誓約書
 - ・ 更新手続き中のため、「管理者ID利用料明細」に表示される有効期限が入札参加申込期限日より前になる場合は、「誓約書」を提出する必要があります。

(次頁に続く)

(参考 建設キャリアアップシステム(CCUS)HP (事業者情報))

事業者情報

事業者ID	01234567890123
簡号または名称	(株) 基金建設
建設業許可	国土交通大臣
法人・個人区分	法人
代表者名	基金 一部
所在地	東京都港区虎ノ門 8-9-10
電話番号	03-5473-XXXX
資本金	2000 万円

事業者 ID と管理者 ID
が同一であることが確
認できる必要があります。

(参考 建設キャリアアップシステム(CCUS)HP (管理者ID利用料明細))

管理ID現場利用料 / 管理者ID利用料明細

※管理者IDを継続して使用する場合には、継続を「する」に変更し「登録」ボタンを押下してください。
継続の変更は有効期限まで行えます。

利用者立場	操作権限	管理者ID	利用者名	利用者電話番号	利用者メールアドレス	状況	取得年月日	有効期限	継続
事業者責任者	事業者責任者権限	01234567890123	基金 一部	03-5473-XXXX	XXX-1@kikin-kensetsu.co.jp	利用中	2018/06/28	2022/03/31	
代行登録担当者	代行登録担当者権限	34563456000222	根野 花子	03-5473-XXXX	XXX-2@kikin-kensetsu.co.jp	利用中	2020/06/06		

登録 EXCEL出力 キャンセル

5-4 減点

評価区分「減点」は、兵庫県が発注した土木請負工事における総合評価落札方式の工事における、技術資料の記載内容に対する不履行の実績によって評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法		
減点	減点項目 (5-4-1)	-6点	技術資料の記載内容の 不履行項目数(1年間通算)	不履行なし	0点
				1項目	-2点
				2項目	-4点
				3項目以上	-6点
合計		-6点			

5-4-1 減点項目

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加申込期限日の前年度1年間（入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度1年間）に完成し、引渡しが完了した、兵庫県が発注した土木請負工事における総合評価落札方式の工事を、元請として施工した工事の技術資料の記載内容に対する不履行の実績とします。

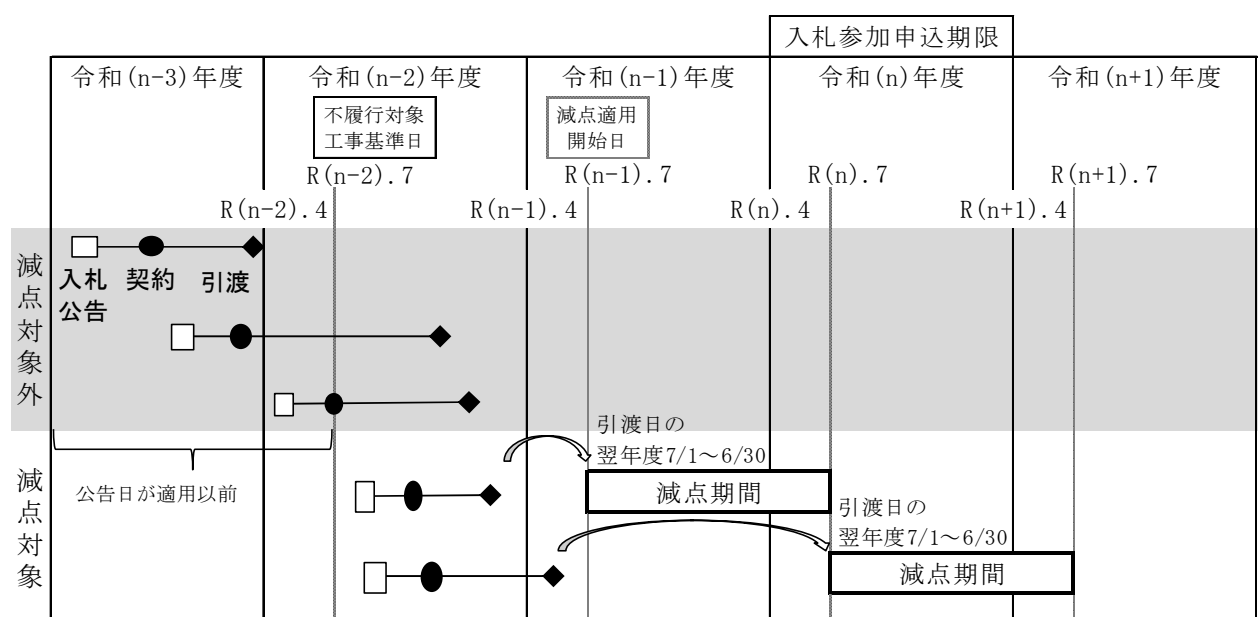


図-5 減点対象工事と減点期間の考え方

- ② 共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限ります。

(次頁に続く)

(2) 提出資料

① 企業チャレンジ型様式5号【必須】

- ・ 該当工事として申告する工事の不履行項目数を全て記載し、評価基準における評価方法欄の記載内容に該当する不履行項目数（1年間通算）を算定します。
 なお、該当する工事がない場合は、「該当なし」を選択してください。
- ・ 発注機関名は、県民局（センター）の名称を記載してください。

② 工事成績評定通知書等の写し【必須】

- ・ 企業チャレンジ型様式5号に記入した工事の工事成績評定通知書等（不履行項目数が記載されたもの）の写しを全て提出する必要があります。

(3) その他の留意事項

- ① 入札書と技術資料の記載内容(点数)の不一致及び、技術資料に記載された内容に誤りがあることが判明した場合は、当該評価項目の最低点（－6点）とします。
- ② 詳しくは「6－3－2 評価項目「減点項目」によるペナルティについて」を参照してください。

6 提案内容の履行について

総合評価落札方式を適用した工事の受注者は、技術資料に記載した全ての事項を適正に履行する義務が生じます。技術資料は設計図書として取扱い、その記載内容の履行について、適切な時期に監督員の確認を受けてください。

なお、受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において入札参加する場合、評価項目毎の得点の合計から減点しますので、ご注意ください。

詳細については、各実施要領の第13条（技術資料の記載内容の担保）を確認してください。

6-1 履行状況の確認について

履行状況の確認が必要な評価項目については、「履行確認が必要な評価項目」の通りです。

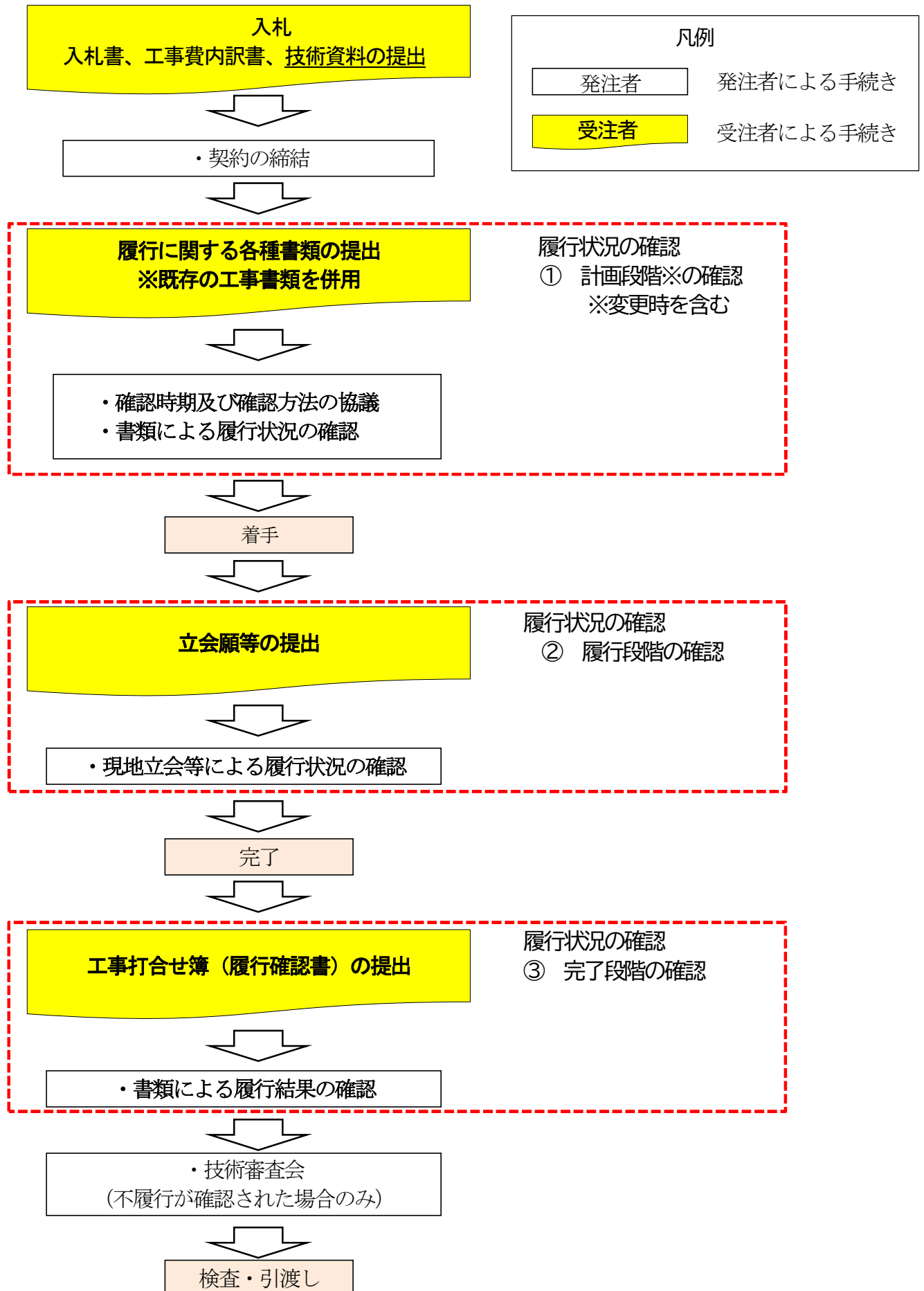
受注者は技術資料によって申告した内容を施工計画書等に記載し提出するとともに、履行の確認方法について、事前に発注者と協議を行ってください。

履行確認の手続きの標準的な流れについては次頁のフローの通りです。

評価区分	評価項目	関連する入札時の技術資料（様式）
地域建設業者 の育成	地域精通度	企業チャレンジ型様式2号
	県内企業の下請負人の活用状況	
	新技術・新工法	
	技術者の育成	企業チャレンジ型様式4号、様式5号

履行確認が必要な評価項目

履行確認の手続き標準フロー



6-2 履行状況の確認方法

履行状況の確認は全て下記資料の提出時に行います。

① 計画段階

提出書類	履行確認評価項目	提出時の注意事項
工事打合せ簿	全て	自己評価申告書を添付して、履行確認を要する項目について監督員の確認を受けてください。
施工計画書	新技術・新工法	技術資料（様式）に記載した提案内容を施工計画書に記載して提出してください。 履行段階（施工中）に確認が必要な評価項目については、確認時期や方法について記載してください。
	地域精通度	「(15) その他」に建設工事入札参加者名簿（個票）を添付して提出してください。
施工体制台帳	県内企業の下請負人の活用状況	当初契約に含む全ての工種に対する下請負人（建設業法に基づく建設工事の請負契約に該当する1次下請けが対象）の全てが「建設業許可を受けた主たる営業所」が県内であることが必要です。 なお、下請負人が大臣許可の場合、主たる営業所の所在地がわかる資料を合わせて添付してください。
下請負人等通知書	技術者の育成	年齢や性別が確認できる書類（マイナンバーカード、旧健康保険証等）及び国家資格を有することが確認できる書類（合格証明書等）の提出が必要です。

② 履行段階

提出書類	履行確認評価項目	提出時の注意事項
立会願等	新技術・新工法	施工計画書に記載した時期・方法で監督員の確認をうけてください。 変更が生じた場合は、その都度協議を行い、履行に努めてください。

③ 完了段階

提出書類	履行確認評価項目	提出時の注意事項
工事打合せ簿	確認を要する項目全て	各評価項目の履行結果をまとめた履行確認書（任意様式）を作成して監督員の確認を受けてください。

6-3 履行が困難になった場合の対応について

提案内容のすべての事項については履行の義務が生じることに留意してください。

工事の契約工期中に履行が困難になった場合は、受発注者間協議によって、履行方法を協議の上、履行に努めてください。

6-3-1 工事成績評定点の減点によるペナルティについて

受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、当該工事の工事成績評定点を減じることとします。工事成績の減点に関する判断基準は、土木部土木請負工事成績評定の実施要領を準用します。

- ① 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、土木部土木請負工事成績評定の実施要領別紙2-4「7 法令順守」における「8. その他の項目」で減ずる措置を行います。
- ② 受注者の責によらないやむを得ない理由による不履行はペナルティの対象となりませんが、書面の提出及び協議は必要です。
- ③ ペナルティの事例は次頁の通りです。

(ペナルティの事例)

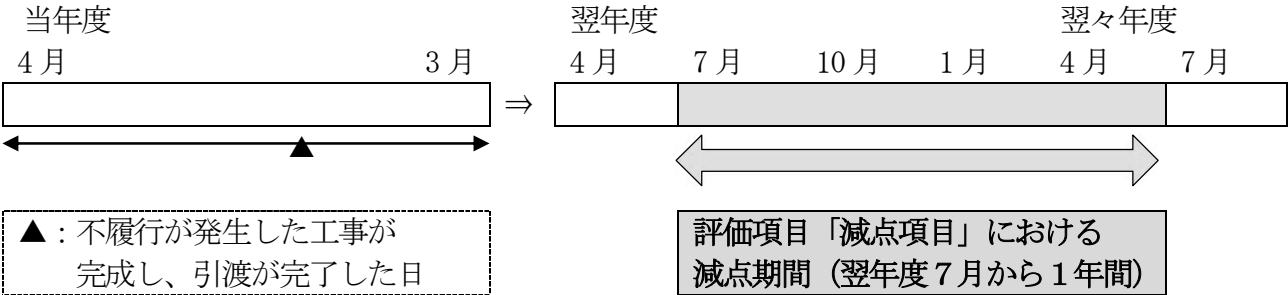
事例	工事成績評定点の減点(注1)
(1) 当該工事において不履行(A)が1項目発生した場合 (2) その他、技術審査会において軽微な不履行(工事の品質に大きな影響を及ぼさない)と認定された場合	－3点
(1) 当該工事において不履行(B)が発生した場合 (2) 不履行(A)の評価項目の点数を減点した上で、入札時の評価値を再計算した結果、落札者の評価値が他の入札参加者の評価値を下回る場合 (3) その他、技術審査会において重大な不履行と認定された場合	－5点
(1) 当該工事において不履行(A)が2項目以上発生した場合 (2) 当該工事において不履行(B)に加え、不履行(A)が1項目以上発生した場合 (3) 不履行(B)の評価項目の点数を減点した上で、入札時の評価値を再計算した結果、落札者の評価値が他の入札参加者の評価値を下回る場合	－8点

不履行 (A)	・ 主任(監理)技術者又は専任補助者の途中交代が行われた場合で、同等以上の技術者を配置することができなかった場合において、配置予定者の「工事成績」「継続学習(CPD)の取組状況」のいずれか1項目が不履行になる場合 ・ 契約工期中に本店所在地が指定地域外に移動した場合 ・ 1次下請負人の一部に県外業者を活用した場合 ・ 「新技術情報提供システム(NETIS)」又は「ひょうごの土木技術活用システム」に掲載された工法を活用できなかった場合 ・ 配置技術者の途中交代が行われた場合で、「技術者の育成」で加点された同等以上の技術者を配置することができなかった場合
不履行 (B)	・ 主任(監理)技術者又は専任補助者の途中交代が行われた場合で、同等以上の技術者を配置することができなかった場合において、配置予定者の「工事成績」「継続学習(CPD)の取組状況」の複数が不履行になる場合

6-3-2 評価項目「減点項目」によるペナルティについて（平成30年7月から適用）

当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、技術評価点から減点を行います。

（ペナルティの期間）



翌年度7月以降の入札において、1年間通算(※1)の不履行項目数(※2)により技術評価点を減点します。

技術資料の記載内容の不履行 (1年間通算)	1項目	－2点
	2項目	－4点
	3項目以上	－6点

※1) 同一年度において、複数の工事で不履行となる評価項目が発生した場合は、その評価項目数の合計によって評価します。

※2) 6-3-1③の不履行(B)は、1項目の不履行として取り扱います。

6-3-3 指名停止によるペナルティについて

次に該当する場合は、「6-3-1」及び「6-3-2」の減点に加えて、兵庫県指名停止基準「別表第1の9(2)」に相当するものとして取り扱います。

事例	指名停止期間
(1) 当該工事において3項目以上の評価項目において不履行が発生した場合	1箇月

注1) 6-3-1③の不履行(B)は、1項目の不履行として取り扱います。